

## 高知工科大学教室使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高知工科大学（以下「大学」という。）の教室を授業等大学業務以外に使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第2条 使用許可する教室は、別表のとおりとし、教室を使用しようとする者は、原則として使用日の10日前までに「高知工科大学教室使用許可願」（別紙様式1）を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 教室の使用の許可は、大学の管理運営に支障のない限りにおいて行うものとする。

3 教室の使用許可は、大学が後援する事業、又は、次の各号の一に該当するものについて行うものとする。

- (1) 学会、研究会等學術の向上に寄与するもの
- (2) 国、県、市町村が主催、共催又は後援する事業
- (3) 学長が特に認める事業

4 学長は、許可をするにあたって条件を付することができる。

(使用の時間等)

第3条 教室の使用時間は、午前8時30分から午後9時までの間とする。

2 教室の使用は、12月29日から翌年の1月3日までの間は、許可しない。

3 前2項の規定にかかわらず、学長が特に認めた場合は、これを変更することができる。

(許可書の交付)

第4条 学長は、第2条の規定による願いがあつた場合において、使用を許可するときは「高知工科大学教室使用許可書」（別紙様式2）を交付するものとし、許可しないときはその旨を通知するものとする。

(使用料)

第5条 教室等を使用した者は、別に定める額の使用料をすみやかに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 前条の使用料を減免することができる場合は、次に掲げる通りとする

- (1) 国、地方公共団体又はその他の公共的団体が主催する場合
- (2) 高知工科大学が共催又は後援する場合
- (3) 本学教育研究のために有益である場合
- (4) 本学教員が使用の許可を受ける会議等の開催に深く関与している場合

2 減免を希望する場合は、使用の許可について申請する際に、その理由を明記した使用料減免申請を提出し、減免について学長の許可を受けなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 学長から教室等の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用者の責務)

第8条 使用者は、この規程及び「高知工科大学教室使用上の遵守事項」を遵守するほか、大学の指示に従わなければならない。

2 使用者は、事故の防止に関し細心の注意を払わなければならない。

(使用許可の取消し)

第9条 学長は、次の各号の一に該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可の条件を変更することがある。

(1) 使用者が、この規程又はこの規程に基づく定めに違反したとき

(2) 使用者が、使用の許可の条件に違反したとき

(3) 教室又は備品等を、損傷又は汚損若しくはそのおそれがあると認めるとき

(4) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき

(5) 大学の行事等のため、許可した教室を使用する必要性が生じたとき

(6) その他学長が必要と認めたとき

(使用責任者等の配置)

第10条 使用者は、教室の使用について使用当日の責任者及び場内整理に必要な者(以下「使用責任者等」という。)を配置し、その旨を学長に届けなければならない。

(使用許可の制限)

第11条 学生団体のクラブ、サークル等の練習には使用を許可しない。ただし、大学が主催する行事(大学祭等)での発表会等の練習は管理運営に支障のない限りにおいて使用を許可する。

(設備の制限)

第12条 使用者は、教室に特別の設備をし、又は教室の設備に変更を加えてはならない。ただし、学長の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状の回復)

第13条 使用者は、教室の使用が終了したとき、又は使用の許可を取り消されたとき、若しくは使用を停止されたときは、すみやかにその使用に係る備品等を原状に復さなければならない。

(損害の賠償)

第14条 使用者が故意又は過失により教室の施設及び備品を破損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(管理上の立入)

第15条 使用者は、大学の関係職員が施設等の管理その他職務上の必要があつて立ち入るときは、これを拒むことはできない。

(駐車、駐輪の禁止)

第16条 施設の使用にあたって、車両の構内への乗り入れ、指定場所以外の駐車、駐輪は禁止する。ただし、使用物品等の搬送のため乗り入れが必要な場合は、事前に本学の指示を受けることとする。

附 則

この規程は、平成12年4月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1

		使用区分		1時間あたり使用料 ( )は空調使用時
教 室	大教室	K棟	101	200円 (800円)
		C棟	101, 102	
	中教室	K棟	102, 201, 202, 203	150円 (400円)
		A棟	101, 104, 106, 107, 109, 113	
		B棟	101, 104, 106, 107	
	小教室	A棟	102, 103, 105, 108, 110, 111, 112	100円 (200円)
B棟		102, 103, 105, 108		

※

1. 使用時間は教室使用の開始から終了まで(会場準備、休憩・昼食時間、後片づけ等を含む)とし、1時間単位で積算する。
2. 教室使用が2日以上となる場合、夜間等未使用時間は積算しない。
3. 使用時間の端数は、当該端数時間をもって1時間とする。
4. 使用料には消費税相当額を含む。
5. 使用許可時間内に終了し、未使用時間がある場合、使用料は還付しない。

(別表2) [高知工科大学教室使用上の遵守事項](#)

(様式1) [高知工科大学教室使用許可願](#)

(様式2) [高知工科大学教室使用許可書](#)